行政への手紙実施要綱

（目的）

第１条　この告示は、町民等からの町政に対する意見等を広く受け付ける行政への手紙事業を実施することにより、まちづくりへの町民参加の推進と意見等の町政への反映を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　町民等　町内に居住する者、町内に在勤する者、町内に在学する者、町内で事業その他の活動を行う者をいう。

⑵　意見等　町民等が町に対して行う意見、提言、要望、質問等をいう。

（投函箱の設置）

第３条　町長は、投函箱を次に掲げる場所に設置する。

⑴　小竹町役場

⑵　小竹町中央公民館

⑶　その他町長が投函箱を設置することが適当と認める施設

（意見等の提出）

第４条　町民等は、次に掲げる方法により意見等を提出することができる。

⑴　前条に掲げる場所に設置する投函箱に行政への手紙記入用紙（様式第１号）を投函する方法

⑵　町ホームページに設置する行政への手紙専用ページから送信する方法

⑶　第１号に規定する用紙を郵便、ファクシミリ、メール又は持参により提出する方法

２　町から意見等に対する回答を希望する町民等は、回答を希望することを明示の上、氏名、住所、電話番号等の連絡先を記入しなければならない。

（回答）

第５条　町長は、意見等に対する調査及び検討結果を、回答を要するものについては、収受の日から起算しておおむね１４日以内に投稿者の希望に応じて回答する。ただし、次の各号のいずれかに該当する意見等は回答しないものとする。

⑴　匿名又は回答希望のないもの

⑵　記載内容が不明瞭又は判読できないもの

⑶　法律、法令等の規定により開示することができないもの

⑷　特定の個人又は団体への誹謗中傷又はプライバシーに関するもの

⑸　特定の個人又は団体の利益につながるもの

⑹　政治活動又は宗教活動に関するもの

⑺　その他回答することが不適切と思われるもの

（公表）

第６条　町長は、意見等及びその回答を広く町民に周知する必要があると認めたときは、公表することができるものとする。ただし、小竹町情報公開条例（平成１２年小竹町条例第２８号）に規定する非開示情報が含まれているときは、その全部又は一部を公表しない。

２　公表は、町ホームページで行うほか、広報紙に掲載するよう努めるものとする。

（事務処理）

第７条　この告示に関する事務は、町広報及び広聴を所掌する課が所管する。

（その他）

第８条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附　則

この告示は、令和５年９月１日から施行する。